

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

常滑市長

市町村名 (市町村コード)	常滑市 (23216)		
地域名 (地域内農業集落名)	矢田地区 (矢田)		
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月9日 (第2回)		

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・数筆の所有地を自ら耕作している人が多く、集約化が進んでいない。
- ・水捌け悪い田が多い。
- ・畑かんの修繕が間に合っていない。畑かんの水が汚い。
- ・土地改良から年月が経過しており、畦畔が崩れるなど老朽化がみられる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・畑は飼料作物等の土地利用型作物や有機野菜などの栽培を行い、田は水稻を主要作物とする。
- ・耕作者同士の話し合いを活性化し、集約化を推進する。
- ・市主導で田畑転換を進める。
- ・慣行農業と有機農業で住み分けを行い、お互いが影響を与えないようにする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	241.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	241.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や新規就農者への農地の集積・集約を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し農地の集約を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
特になし。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市外からの法人を含む農業者及び新規就農者の受入を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				